

成果報告会__別府市

こどもデータ連携実証事業(令和7年度)

2026年2月26日

人口※1	112,115人
こどもの人口※2	16,696人

事業概要

事業名		別府市こども見守りシステム事業
困難の種類		貧困・不登校
体制	総括管理主体	別府市 子育て支援課
	保有・管理主体	別府市 子育て支援課・ひと・くらし支援課・こども家庭課・健康推進課・市民課・障害福祉課・学校教育課
	分析主体	一般社団法人EVIDENCE STUDIO・株式会社オーイーシー・半熟仮想株式会社
背景・目的		別府市では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、すべてのこどもの健やかな成長を目指している。そこで、教育・保健・福祉等のデータを連携・分析し、潜在的に支援が必要なこどもに対して事前領域で予防的支援を行うことを目的とした「別府市こども見守りシステム事業」を令和4年度から開始した。
取組概要		<p>令和4年度は要保護児童対策地域協議会での要保護児童の各種データベースの構築を行った。</p> <p>令和5年度には、「貧困」と「不登校」を重点政策とし、市内の0歳から18歳までのこどもに関するデータベースを構築。判定ロジックで抽出されたこどもを、支援担当者会議を経て必要な支援につなげた。</p> <p>令和6年度はこどもデータ連携実証事業に採択され、令和5年度同様、「貧困」・「不登校」に重点を置き、実証事業を推進した。</p> <p>令和7年度は、本実証事業開始前に収集したデータの取り込みや、困難の種類と関連が深いと考えられる「生活習慣等調査情報」を新たに収集・分析することで、データ分析の高度化を図り、より有用な支援策の検討・実施を目指した。</p>

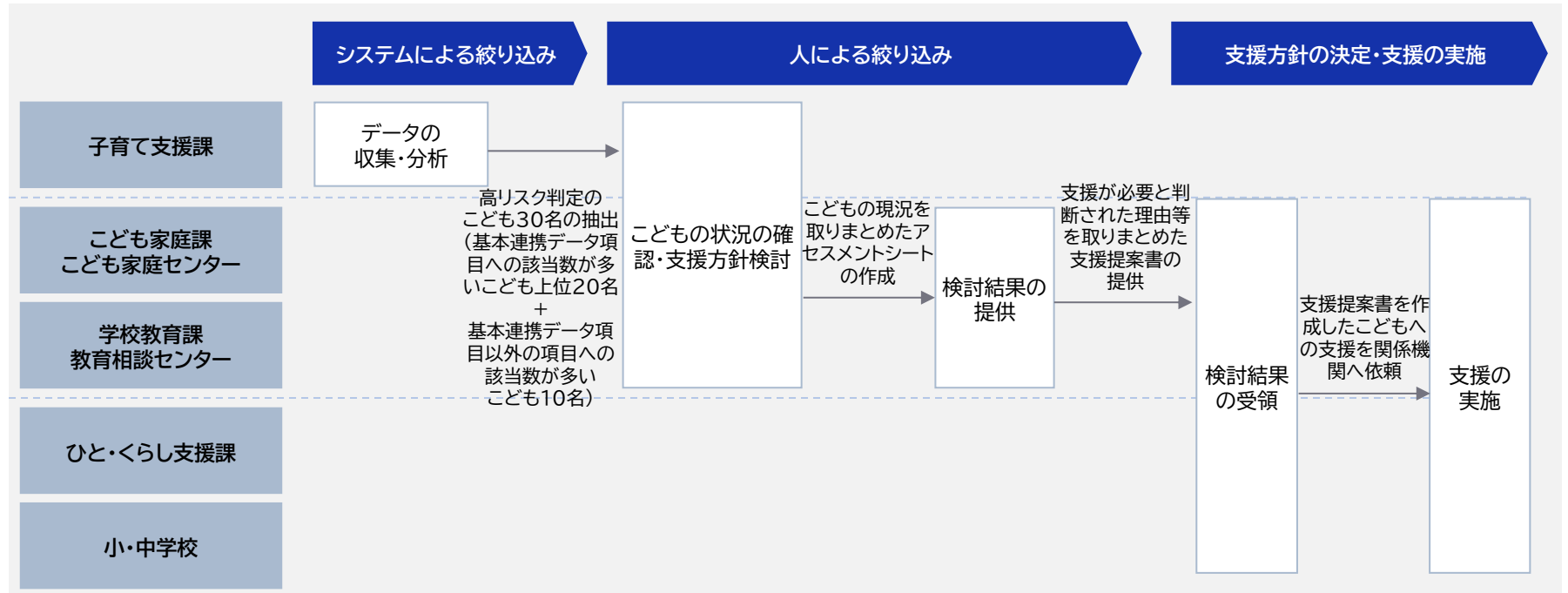
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村)を参照。

※2 こどもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

支援業務プロセスの概要

- ✓ 「こども見守りシステム」に各課からのデータを連携し、基本連携データ項目の該当項目数上位20名に加え、基本連携データ項目以外の項目への該当数上位10名を抽出した。
- ✓ 「こども見守りシステム」で抽出したこどもについては、こども家庭課、学校教育課にて情報収集を行い、こどもの現況を取りまとめたアセスメントシートを作成した。また、支援担当者会議にて、各課の持つ情報を踏まえ該当する困難の類型や支援方針について検討した。
- ✓ その後こども家庭センターや学校に検討結果を提供し、教育相談センターや学校等の所属機関と連携を図り、相談支援や見守り支援を実施した。

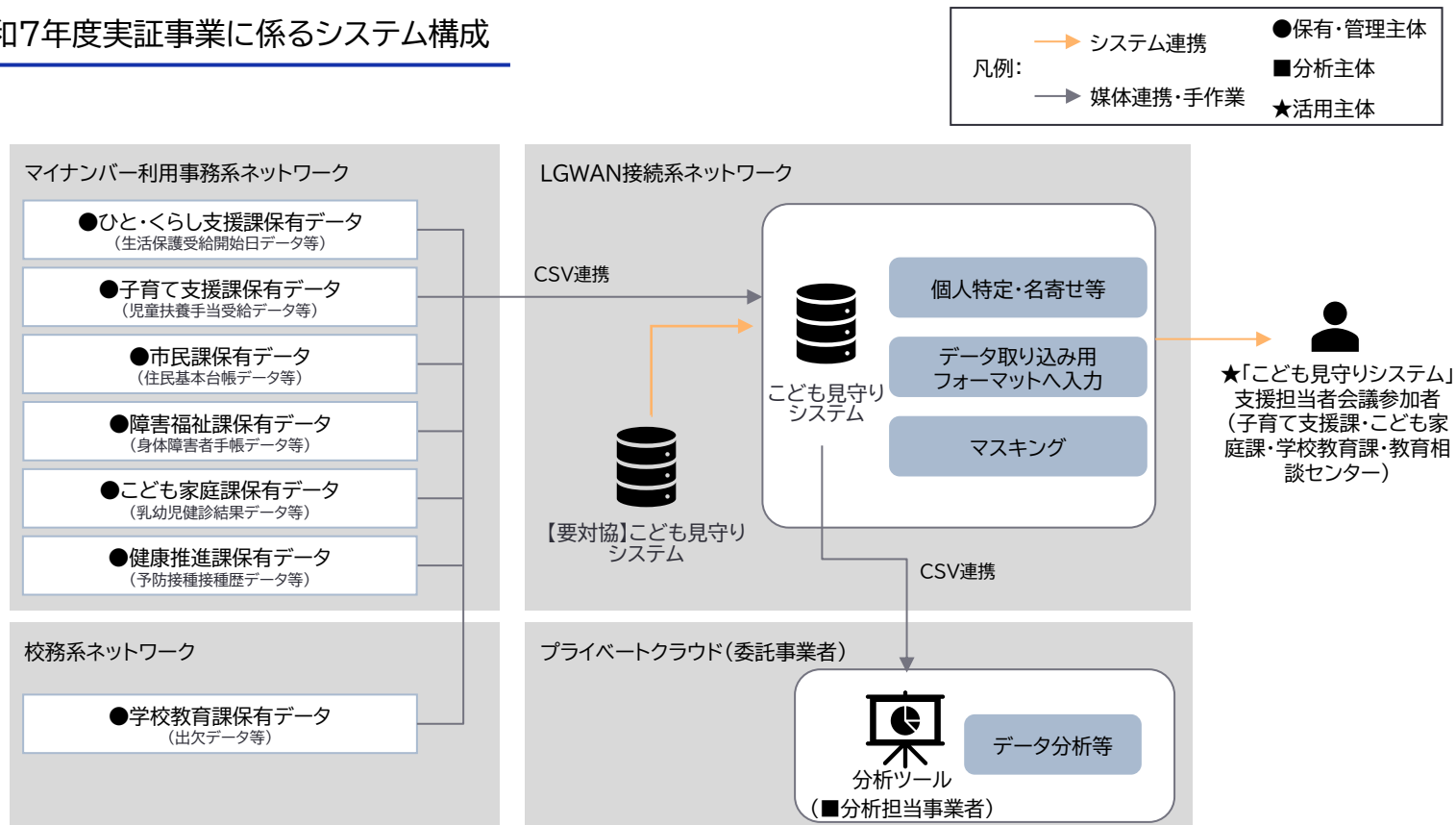
図表:業務プロセス



仕組みの構築

- ✓ マイナンバー利用事務系ネットワーク及び校務系ネットワーク内の各システムが保有するデータをCSVファイルで出力後、データ加工や名寄せを行った上で、手作業でこども見守りシステムに集約した。
- ✓ なるべく人的作業が発生しないように、システムで対応できる部分(要対協に登録されているこどものデータの連携等)は積極的にシステムの機能として追加した。
- ✓ 各部署が保有するデータを分野横断的に一元的に集約し、システム上で判定することで、福祉のデータだけでは把握しきれなかったこどもや家庭についても抽出できるようになった。

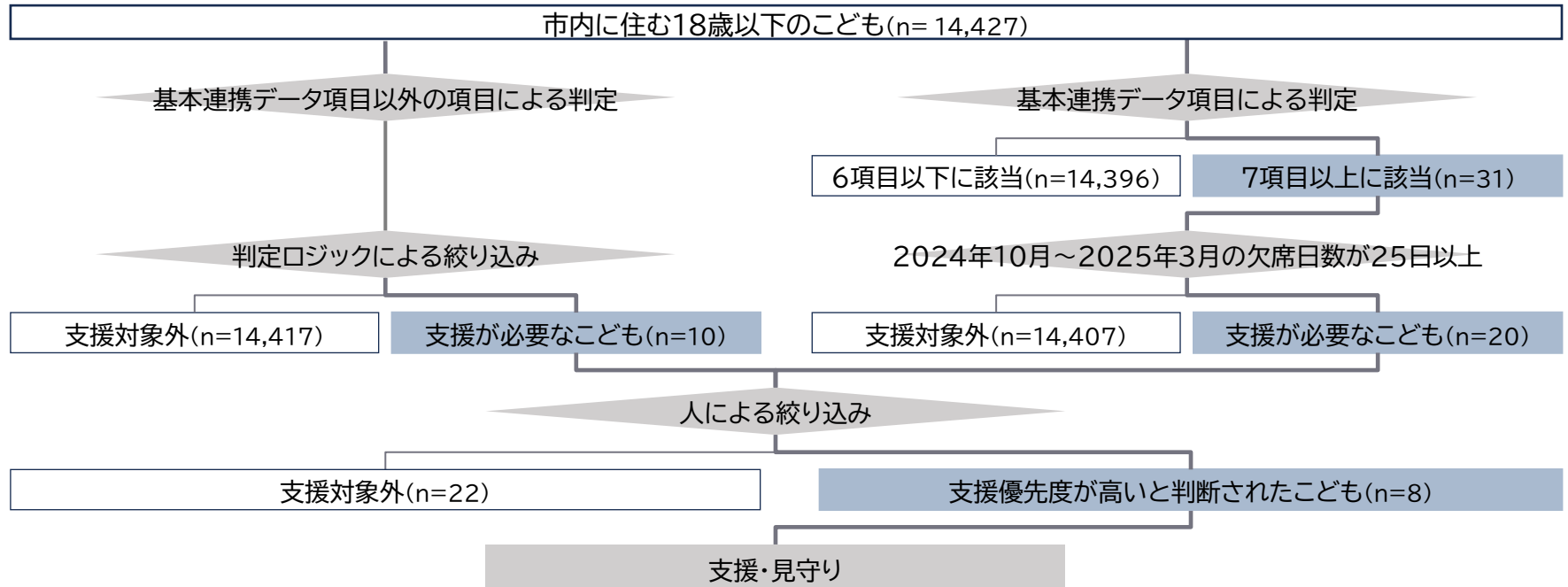
図表: 令和7年度実証事業に係るシステム構成



支援を実施するまでの流れ

- ✓ 別府市では、こども見守りシステムによるリスク判定の結果、リスクが高いこども30名を抽出した。
- ✓ システムによるリスク判定結果をもとに、学校等の所属機関への聞き取りを実施した上で、新たに支援が必要なこども8名を抽出した。
- ✓ 支援が必要なこどもについて、子育て支援課・こども家庭課・学校教育課・教育相談センター職員で構成する支援担当者会議を開催し、支援アプローチ方法や支援内容について検討した。
- ✓ 学校への聞き取りにあたっては、実際にどのような支援が必要か、学校での様子やこどもの家庭環境等を踏まえ、教職員の現場目線で具体的に回答をいただくことで効果的な支援に繋がられるよう工夫している。

図表: 支援を実施するまでの流れ



支援の実施状況

- ✓ 支援が必要な子ども8名に対して、教育相談センターや学校等の所属機関と連携を図り、相談支援や見守り支援を実施した。
- ✓ 別府市は、子どもの近況を踏まえた支援メニューを提供している点が特徴的である。
- ✓ 教育と福祉のデータに加え、子どもの生活習慣に関するデータを連携したことで、別府市職員が行政データのみでは把握できなかった現場のデータを踏まえた支援方策を検討できるようになり、市職員と教職員間における支援対象者の認識齟齬が低減し、子どもや家庭への理解が深まったとの効果が見られている。

令和7年度、支援した子ども・家庭や支援優先度が高いと判定された対象者への支援内容・成果

	ケース1	ケース2
判定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校での問題行動は見受けられないものの、家庭内では、問題行動が目立っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども本人は知的学級に所属しており、時間等のルールが守れないことがよくあった。 顔にひっかき傷がある状態で学校へ登校することが目立った。
見守り・支援で確認できた支援対象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの状況を調査したところ、家庭内の衛生管理に問題があることを把握した。 ケースワーカーへの聞き取りにより、両親共に発達障害の傾向が伺われることが分かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 母親への聞き取りでは、現在は困りごとはないため、支援の必要はないとのことであった。
支援対象の状況・変化	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の可能性のあるケースとして、県の中央児童相談所にて、世帯を監視下に置いている。 別途、中央児童相談所から保護者へ指導を行う予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭課より子どもが要支援児童になるとの連絡を受けたことで、今後は子ども家庭課が学校と連携し、支援を行う。
子どもデータ連携による効果・示唆	<ul style="list-style-type: none"> 学校では問題が顕在化していなくても、複数データを踏まえることで、潜在的リスクを早期に把握できることが示された。これは、学校では把握しきれない困難を自治体として補完的に把握できる仕組みの有効性を示しており、予防的アプローチを実現する上で意義を持つと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が「困りごとはない」と回答する場合であっても、複数のデータを客観的に分析することで支援が必要な状況を特定できることが示された。子ども本人からの申告に加え、データから得られる新たな視点を組み合わせることで、支援が必要な可能性に気づき、結果として支援機会の拡大につながる。

実証事業を踏まえての課題や効果・工夫等

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策(工夫)	効果・成果
<p>データを取り扱う主体の整理・役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本取組は別府市内での横断的な取組であり、関係課の理解・協力を得ることが必要であるため、関係課への説明や合意形成に時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各課が抱える個人情報の取扱いに対する懸念に対応するため、総務課とともに本取組に関わる個人情報の取扱い方針を整理した上で、関係課課長への説明に臨んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課との協議内容や収集予定のデータ項目について整理し、丁寧に説明したことで、関係課課長からも理解をえることができ、関係課内の連携が強化された。
<p>利用するデータ項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度はこどもや保護者の生活習慣を示すデータが不足しており、本人の状況に応じた支援の実施が困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの生活習慣を把握するため、困難の種類と関連性が深いと考えられる生活習慣等調査情報を新たに収集した。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの生活習慣について把握可能なデータを収集することで、困難の種類との関連性が高いと思われるこどもの生活傾向を把握した上で、こどものニーズに応じた支援を届けることができた。
<p>個人情報の取扱いに係る検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の個人情報の取扱いにあたり、「別府市こども見守りシステムガイドライン」では「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく目的外利用として整理済であったため、個人情報保護法第61条第1項」に基づく「特定した利用目的内での内部利用及び外部提供」として整理することが困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもデータ連携ガイドラインを参照し、総務課との協議の上で利用目的を特定し、収集するデータが特定した利用目的から逸脱していないか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降の個人情報の取扱いにあたり、首長部局が保有する情報を内部利用する場合においては、令和6年度に公開した個人情報ファイル簿に記載している利用目的を基に、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく「特定した利用目的内での内部利用及び外部提供」として整理することができた。

前項続き

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策(工夫)	効果・成果
こどもデータ連携の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度から新たに利用している生活習慣等調査情報について、こども見守りシステムへの取込みが間に合わず、判定に活用することができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣等調査情報については、調査結果を個別に分析し、支援方針を検討する際に活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援方針を検討する際に、生活習慣等調査情報を活用したことで、こどもや保護者の生活状況の実態を捉えた支援方策を検討することができた。
データ準備等	<ul style="list-style-type: none"> 収集する各課のデータに対して、宛名番号の附番やマスキング等の加工が必要な状態であった。 	<ul style="list-style-type: none"> データの不備を減らすため、データの保有課に加工を依頼するのではなく、元のデータ形式のまま受領し、総括管理主体である子育て支援課で加工を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課にてデータの加工を行ったことで、データの不備が減少し、システムによる分析をスケジュール通りに行うことができた。
支援への接続	<ul style="list-style-type: none"> システムにてリスク値が高いと判定されたこどもは既に支援へ接続されている場合が多く、別途新規支援に繋げる必要性が低かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降は、リスク値がやや低いこどもへの支援要否を検討し、支援を実施していけるよう取り組みたい。 	<ul style="list-style-type: none"> リスク値がやや低いこどもに対しても支援要否を検討することで、潜在的にリスクを抱えているこどもに対して予防的な支援を提供でき、リスクの顕在化を防止できると考える。
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> 取組について令和6年度同様、定量的に評価を行い、令和6年度の成果と比較をすることができた。しかし、生活習慣等調査結果を踏まえた定性的な指標の設定が難しく、現場の意見を踏まえた定性的な評価を行うことが困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員へのヒアリング等を行い、現場の意見を踏まえ、定性的な指標も用いて取組の評価を行いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 定量的な指標に加えて、定性的な指標も用いて取組の評価を行うことで、現場職員の意見も踏まえることができ、本取組の効果をより正確に評価できると考える。